

知多南部衛生組合火葬場
予約システム構築等業務
仕様書

令和 3 年 6 月

知多南部衛生組合

目 次

1	総則	1
(1)	目的	1
(2)	スケジュール	1
2	施設概要	1
(1)	施設	1
(2)	火葬場使用料（案）	1
(3)	運用（案）	2
3	本業務及び保守管理業務の範囲	3
(1)	本業務	3
(2)	保守管理業務	3
4	本業務の要求水準	3
(1)	システム概要	3
(2)	システム設定	4
(3)	運用管理	4
5	保守管理の要求水準	5
6	セキュリティ	5
7	その他	6

1 総則

(1) 目的

本仕様書（以下「本書」という。）は、知多南部衛生組合火葬場予約システム構築等業務（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、プロポーザル参加者に求めるシステムの要件、機能、本業務を実施する者（以下「受注者」という。）が遵守しなければならない性能の水準等の必要な事項を定めることを目的とする。

なお、本書に示されていない部分及び知多南部衛生組合（以下「委託者」という。）が具体的な仕様を定めている部分において、操作性や経済性等を向上させる技術的な提案があれば、受注者と別途協議のうえ、採用を決定することができる。

(2) スケジュール

ア システム構築期限：令和4年2月25日

イ 仮稼働：令和4年3月1日

ウ 説明会及び操作研修：仮稼働までの間に4回程度（午前もしくは午後の半日×4日間）

※職員向け×2回、業者向け×2回

エ 本稼働：令和4年4月1日

2 施設概要

(1) 施設

名称	内容
火葬炉	人体炉3炉、動物炉1炉※動物炉は予約システム対象外とする。
多目的室	1室
待合室	2室

全体イメージ図・計画平面図は委託者のホームページ(<http://chitananbu.com/>)の新火葬場整備事業「火葬場建設について〔令和2年5月公表〕」参照

(2) 火葬場使用料（案）

区分	単位	使用料	
		組合町内在住者	組合町外在住者
死亡者が12歳以上	1体につき	3,000円	45,000円
死亡者が12歳未満	1体につき	2,000円	30,000円
死産児	1体につき	1,000円	15,000円
人体の一部	1件につき	1,000円	15,000円
改葬遺骨	1件につき	3,000円	45,000円
動物	1体につき	3,200円	14,000円
待合室	1回につき	3,000円	5,000円
多目的室	1時間につき	1,000円	2,000円

減免	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)を適用して葬儀を営む遺体	1 体につき	免除
	行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治 32 年法律第 93 号)を適用する遺体で引取人がいないとき	1 体につき	
備考	<p>1 この表において、組合町内在住者とは次の各号のいずれかに該当するときをいい、組合町外在住者とはそれ以外のときをいう。</p> <p>(1) 死亡者が美浜町又は南知多町（以下「組合町」という。）の住民基本台帳に記録されているとき。</p> <p>(2) 死産児にあつては、その父又は母が組合町の住民基本台帳に記録されているとき。</p> <p>(3) 人体の一部にあつては、本人が組合町の住民基本台帳に記録されているとき。</p> <p>(4) 改葬遺骨にあつては、改葬しようとする遺骨が埋葬されている墓地が組合町に住所を有するとき。</p> <p>(5) 動物にあつては、使用者が組合町の住民基本台帳に記録されているとき。</p> <p>2 この表において動物とは、愛玩用として飼育されていた犬、猫及びこれらに類するものの死体をいう。</p> <p>3 人体の一部の使用は、組合町内在住者又は組合町内の医療機関の利用者に限る。</p>		

(3) 運用 (案)

ア 火葬場の使用時間は、午前 9 時から午後 5 時まで

イ 休業日は、1 月 1 日及び友引の日

ウ 運用基準

① 点火時間は、9:30、10:00、12:00、12:30、14:30、15:00 とする。なお、大型炉サイズの棺を受入する際など、待合ゾーンの重複防止のため、影響する時間の予約は受け付けないことも検討する。

例：9:30 点火で大型炉サイズの棺を受入する場合、12:00 点火の予約枠を自動的に受けないようにする。

火葬炉別 (受付時間 9時30分、10時、12時、12時30分、14時30分、15時)

時刻	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30	17:00
仮押番号																	
1号炉		1 告別	予熱5分・火葬60分・冷却15分					4 告別	予熱5分・火葬60分・冷却15分								
2号炉			2 告別	予熱5分・火葬60分・冷却15分								5 告別	予熱5分・火葬60分・冷却15分				
3号炉							3 告別	予熱5分・火葬60分・冷却15分					6 告別	予熱5分・火葬60分・冷却15分			
時刻	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30	17:00

待合ゾーン別

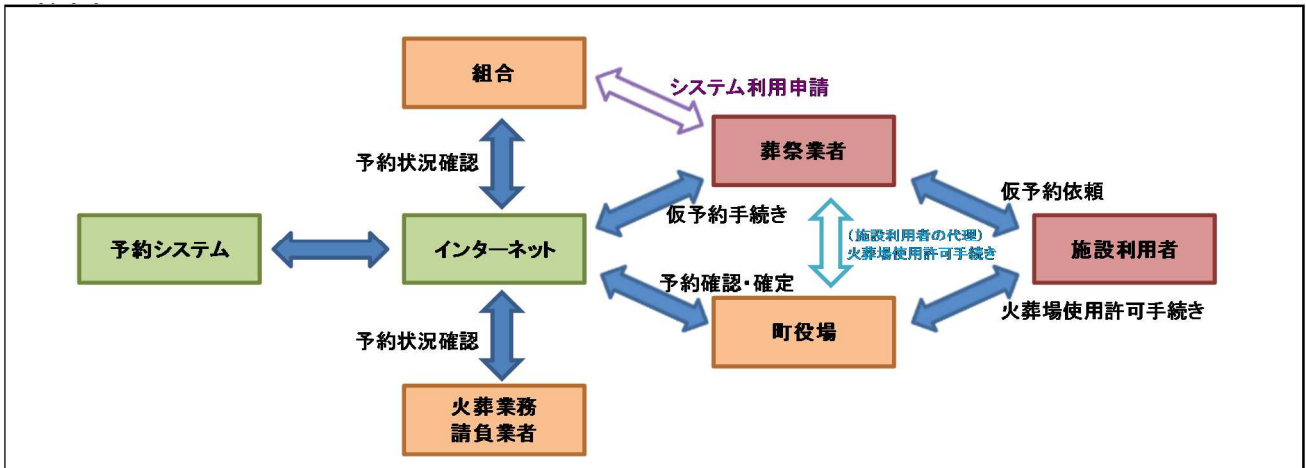
時刻	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30	17:00
待合																	
西ゾーン		1 告別	予熱5分・火葬60分・冷却15分				3 告別	予熱5分・火葬60分・冷却15分				5 告別	予熱5分・火葬60分・冷却15分				
東ゾーン			2 告別	予熱5分・火葬60分・冷却15分				4 告別	予熱5分・火葬60分・冷却15分				6 告別	予熱5分・火葬60分・冷却15分			
時刻	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30	17:00

② 待合室、多目的室利用は、当日利用時には火葬場の受付での利用申請も可能とする。

③ 待合室は、延長利用不可、火葬時間内に 1 室のみ利用可能とする。

④ 多目的室の利用は、午前 9 時から午後 5 時までの間の 1 時間単位で利用可能とする。

⑤ 予約システム運用フローは下記の通りとする。



3 本業務及び保守管理業務の範囲

(1) 本業務

- ア 本書に示す要件、機能、性能などの要求水準に沿ったシステムの構築
- イ アに関連する調整、試験、データ設定等の実施
- ウ 運用維持管理マニュアルの提供
- エ 本稼働前の仮稼働の実施
- オ 本稼働前のシステム各種調整の実施

(2) 保守管理業務

本書に示す要件、機能、性能等の要求水準に沿った保守及び故障修理の実施

4 本業務の要求水準

(1) システム概要

- ア インターネットによる予約サービスを提供するシステムであり、インターネット接続環境が整っていれば、いつでも、どこからでも、既存のパーソナル・コンピューター、タブレット端末、スマートフォン（以下「PC等」という。）を使って利用できること。
- イ 予約システムは、別途定める期間ごとに委託者がソフトウェアの利用料を負担し続けることにより、継続的に運用できるシステムであること。
- ウ 知多南部衛生組合職員、火葬場職員、美浜町及び南知多町職員、事前に登録された葬祭業者がインターネットを介し、24時間365日リアルタイムに予約の受付、空き状況照会、メール自動送信等を実行できること。
- エ インターネットによる予約のうち、空き状況照会については、葬祭業者以外の一般の方（町民など）であっても24時間365日リアルタイムに利用できること。
- オ システム開発に必要な機能要件に関しては機能要件一覧（別紙2）を参照すること。
- カ 火葬場の予約は、年間4,000件以上の受付に対応できる性能を有すること。
- キ 直近5年間以上の予約データを保存できるデータベースを有すること。
- ク 知多南部衛生組合職員、火葬場職員、美浜町及び南知多町職員、事前に登録された葬祭業者が

- 複数同時に利用する場合でも、各種データの整合性が保たれる排他制御の機能を有すること。
- ケ インターネット上での不法侵入等に対応できるファイアウォール等の機能を有すること。
- コ 主要機器（サーバー類）などは、知多南部衛生組合事務所及び火葬場とは別の所在地にある耐震構造建物内（震度7クラスに対応）に設置すること。また、津波等のリスクがない場所であること。
- サ 主要機器（サーバー類）を設置する環境は、日本データセンター協会（JDCC）が制定したデータセンターファシリティスタンダードに規定されるティア3相当であること。
- シ 主要機器（サーバー類）を設置する建物の所在地は、日本国内に限定すること。
- ス 主要機器（サーバー類）は、運用・保守管理に関する業務の経済的負担や作業工数などを軽減できる環境に設置すること。
- セ 主要機器（サーバー類）は、予約システムへのアクセス負荷などの状況を考慮し、システム利用期間中において業務に支障のない構成とすること。
- ソ 主要機器（サーバー類）、電源、記憶装置、ネットワーク等には冗長性があり、落雷などに対して、無停電の電源供給が自動的に行われること。また、異常が発生した際には速やかに対応できる環境にあること。
- タ 主要機器（サーバー類）を設置する環境には、火災報知器、通報システム及び消火設備が設置されていること。また、消火剤は窒素ガス等の汚損対策が講じられていること。なお、これらの条件を満たせない場合には、少なくとも窒素ガス等の消火剤が封入されている消火器を機器の近くに設置すること。

(2) システム設定

- ア 運用に必要な各種マスターデータについては、委託者と受注者が協議のうえ、受注者が責任を持って作成、登録すること。

（想定される主なデータ）

- ・利用者情報（知多南部衛生組合職員、美浜町職員、南知多町職員、火葬場職員、葬祭業者等）
- ・運用スケジュール情報

- イ 予約システムで利用する Web ブラウザは、少なくとも、Internet Explorer11、Edge (Microsoft 社)、Google Chrome (Google 社) 及び Safari (Apple 社) による動作を保障すること。上記ブラウザは導入時、最新のバージョンとすること。

(3) 運用管理

- ア 知多南部衛生組合職員、火葬場職員、美浜町及び南知多町職員、事前に登録を希望する葬祭業者に対し、使用方法などに関する具体的な説明資料を準備し、説明会及び操作研修を実施すること。
- イ 仮稼働の開始以降、本稼働後も本システム全般の操作方法を問い合わせできる窓口を受注者が用意すること。
- ウ 本稼働後、各種帳票のレイアウト変更などが必要となった場合には、その都度、委託者と受注者が協議の場を持ち、具体的な内容を検討して対応の是非と条件を決定すること。
- エ 障害発生時には障害に対する保守管理業務及び連絡対応を行うこと。また、夜間・休日においても速やかに対応可能な体制であること。

オ 障害対応の経過は必ず記録し、委託者に報告すること。

5 保守管理業務の要求水準

- (1) 主要機器（サーバー類）は、予期せぬハードウェア障害への対策がされていること。
- (2) 本システムを正常な状態で継続的に稼働させるため、常時監視で保守対応できること。
- (3) 緊急時の対応として、本システムの各種データが格納されたデータベースを復旧できる環境と体制を準備すること。
- (4) サービスを停止することなく、自動でバックアップデータを作成し、システム稼働領域とは別の場所に保存できること。
- (5) 本システムに障害が発生した場合には、バックアップされている各種データを用いて、前日までの状態に復旧できること。
- (6) 故障原因を特定するために必要なイベントログ等のファイルを確認できること。
- (7) 不測の事態が発生した場合にも、障害の切り分けやメンテナンスなどが実施できる機能を有すること。その際のセキュリティは万全であること。
- (8) 委託者の機構改正や火葬場に関する制度改正などにより、本システムのマスタデータ等の基本的な情報を設定しなおすべき事態となった場合には、委託者と受注者が協議の場を持ち、保守管理業務の範囲内で該当するデータ変更を実施すること。なお、保守管理業務の範囲を超える場合については、両者にてその対応を協議する。

6 セキュリティ

- (1) システム構築にあたっては十分なセキュリティ対策を講じること。また、情報漏えい対策が十分に講じられていること。
- (2) 予約登録などによる全てのデータ更新内容（利用者名、更新日時を含む）の操作ログが確認できること。
- (3) SSL 通信を実現するために必要な基本機能を有すること。また、サーバー証明書をインストールし、256 ビット鍵長の SSL 暗号化に対応できる機能を有すること。
- (4) セキュリティを担保するためウイルス対策ソフトウェアが必要な場合には、受注者がその導入及び各種設定を実施すること。
- (5) 受注者は、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS:ISO/IEC27001）、プライバシーマークもしくはそれらと同等以上の公的認定を継続的に取得していること。
- (6) ドメインは受注者が取得すること。
- (7) 脆弱性が発見された場合等、必要な OS、ミドルウェアのバージョンアップに無償で対応すること。
- (8) 情報収集及び脆弱性確認を行い、可能な限り速やかにパッチを当てる等、常に必要に応じた対策を行うこと。
- (9) ウイルス対策ソフト開発元のアップデート後、速やかに適用作業を実施すること。また、最新のウイルス対策ソフトを用いてウイルスチェックを行うこと。

7 その他

- (1) 本書で示されていない部分や、システム構築前に取り決めるべき詳細な内容については、受注者と別途協議のうえ決定する。
- (2) 本サービスの利用期間の満了時において、次期システムへのデータ等の移行支援を行うこと。